

付属設備使用料一覧表

(単位：円、消費税等込)

区分	器具等名	単位	使用料	区分	器具等名	単位	使用料	
舞台設備	所作台	1台	320	照明設備	マシーンスポット	1台	510	
	花道用所作台	1台	320		オブジェクトレンズ	1台	100	
	化粧かまち	1台	210		ディスクマシーン	1台	410	
	平台	1台	150		ストロボ	1台	510	
	開足	1台	50		オーロラマシーン	1台	510	
	箱足	1台	50		平置ベース	1台	100	
	指揮台及び指揮者用譜面台	1組	320		パーライト	1台	260	
	演奏用譜面台	1台	50		芯なしマシーン	1台	410	
	コントラスト用椅子	1脚	50		ゴボローターター	1台	210	
	上敷	1枚	210		スモークマシーン	1台	1,080	
	緋毛せん	1枚	320	音響設備	拡声装置	1式	2,700	
	地がすり	1枚	1,080		レコードプレーヤー	1台	540	
	長座布団	1枚	100		オープンテープレコーダー	1台	540	
	金屏風	1双	860		カセットテープレコーダー	1台	540	
	松羽目	1枚	1,080		エレベーターマイク装置	1式	2,700	
	開丁場	1台	540		コンテナーマイク	1本	540	
	花道鳥屋囲及び花道揚幕	1式	1,080		ダイナミックマイク	1本	320	
	ひな段けこみ	1式	320		ワイヤレスマイク	1本	320	
	めくり台	1台	210		サブミキサー卓	1台	540	
	演台・花台	1式	1,080		ステージスピーカー	1組	1,080	
	振り落とし装置	1式	540		ハネ返りスピーカー	1組	320	
	雪かご	1個	100		マイクロホンスタンド	1台	50	
	司会台	1台	540		マイクブームスタンド	1台	100	
	紗幕	1枚	1,080		MDプレーヤー	1台	540	
	浅黄幕	1枚	1,080		CDプレーヤー	1台	540	
紅白幕	1枚	1,080	ポータブルMD・CDプレーヤー	1台	210			
大太鼓	1台	1,080	映写機等	16mm映写機(固定式)	1台	3,240		
反響板(ライト付)	1式	10,800		16mm映写機(移動式)	1式	1,080		
スクリーン	1式	2,160		オーバーヘッドプロジェクター	1式	540		
木台	1台	50		液晶ビジョン	1台	1,570		
照明設備	第一ポーターライト	1列		1,080	VHS型ビデオデッキ	1台	520	
	サスペンションライト	1台		260	液晶テレビ	1台	540	
	第二ポーターライト	1列		1,080	ビデオ内蔵型テレビ	1台	520	
	フットライト	1列		1,080	移動用スクリーン	1台	200	
	花道フットライト	1列		860	プロジェクター(大)	1台	1,570	
	アップ・ホリゾントライト	1列		2,160	プロジェクター(中)	1台	1,080	
	ロー・ホリゾントライト	1列	1,080	DVDプレーヤー	1台	520		
	トメンタルライト	1台	260	29インチモニターテレビ	1台	540		
	タワーライト	1台	260	14インチモニターテレビ	1台	200		
	フロントサイトスポットライト	1台	260	その他	フルコンサートグレードピアノ(YAMAHA CF)	1台	4,320	
	シーリングスポットライト	1台	260		セミコンサートグレードピアノ(YAMAHA C5)	1台	1,230	
	センターフォースポットライト	1台	2,160		持込電気器具	500ワット以下	1台	210
	ステージスポットライト	1台	260			501ワット以上 1キロワット未満	1台	260
	ステージスタンド	1本	100			1キロワット以上	1台	430
	エリスポットライト	1台	420		折りたたみ椅子	1脚	30	
500ワットスポットライト	1台	150	折りたたみ机		1脚	50		
ミラーボール	1台	620	シャワー(男・女)	2台	1,080			
ピアノライト	1台	100						

備考

- 1 各使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで又は18時から22時までをそれぞれ1回とした使用料とします。
- 2 9時から17時まで又は13時から22時までの使用料については、それぞれ前項の1回とした使用料の2倍、9時から22時までの使用料については前項の1回とした使用料の3倍とします。
- 3 利用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき本表に定める使用料の100分の30を加算した額とします。
- 4 超過利用時間について、端数30分以上は1時間として計算します。
- 5 使用料について、10円未満の端数は切り捨てるものとします。

平成26年4月1日改定